

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人または求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 円（消費税は別途）を求人者から

求職の受付 1 件につき 円（消費税は別途）を求職者から

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 または 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の %（消費税は別途）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①または②によって算出された額のうちいずれか大きい額

① 当該 6 箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の %
（消費税は別途）に相当する額

② 当該 6 箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金および 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の %（消費税は別途）に相当する額

手数料表

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合に おいて、当該求職者の就職後 1年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に 対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合に おいて、当該求職者の就職後 1年間で支払われた賃金の 30% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 円 活動1日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合に おいて、当該求職者の就職後 1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合に おいて、当該求職者の就職後 1年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料の消費税は別途ご請求になります。

許可番号 13-ユ-303338

事業所の名称および所在地

株式会社 テクノマート

東京都千代田区鍛冶町1-8-8 神田鍛冶町ビル3階